

福祉サービス第三者評価の結果

平成30年3月20日提出（評価機関→推進委員会）



1 施設・事業所情報

(1) 事業所概況

事業所名称（施設名）	こども園あらや	種別	幼保連携型認定こども園		
代表者氏名（管理者）	園長 齋藤 千恵子	開設年月日	昭和47年4月1日		
設置主体（法人名称）	社会福祉法人白岩会	定員	140名	利用人数	140名
所在地	平川市大字新屋平野13番地1				
連絡先電話	0172-44-3170	FAX電話	0172-44-3170		
ホームページアドレス	http://kodomoen-araya.com/				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数 0回	受審履歴	なし		

(2) 基本情報

理念・基本方針	<p>法人理念 ○子ども・保護者・地域の全力を全力で応援する</p> <p>園理念 ○人格形成の基礎を培う重要な時期と位置づけ、整った環境のもと「子どもの最善の利益」を保障する。</p> <p>基本方針 ○保育教育の一体的な提供 幼保連携型認定こども園の使命として、長年培ってきた保育と、小学校就学へ向け、基礎的な教育を一体的に提供し「生きる力」「伸びようとする力」を育む。 ○「安全・安心・安らげる」3安の施設運営 各種マニュアルに沿い、子ども達の安全を守ることで保護者の安心につながり、ひいては子ども・保護者・地域が安らげる施設運営を行う。</p>				
サービス内容（事業内容）	施設の主な行事				
○延長保育 ○休日保育 ○一時預かり（幼稚園型） ○障害児保育 ○バス送迎 ○病後児保育 ○学童保育	○入園・進級式 ○保育参観・祖父母参観・フリー参観 ○人形劇鑑賞会 ○ねぶた運行 ○プール開き ○合宿保育 ○交通安全マスコット配布 ○運動会 ○親子バス遠足・歩こう遠足 ○保育発表会 ○クリスマス会 ○雪上運動会 ○豆まき会 ○ひな祭り ○お別れ会食会 ○卒園式				
その他特徴的な取組	○青空バイキング、クッキング保育 ○キッズビクス、サッカー教室、体操教室、園外保育、学研科学遊び				

居室概要					居室以外の施設整備の概要				
3歳以上児保育室4、3歳未満児保育室2、乳児室1、調乳室1、沐浴室1					遊戯室（ホール）1、事務室兼医務室1、支援センター1、調理室1、ランチルーム1、職員休憩室1、教材室1				
職員の配置									
職 種		人 数			職 種		人 数		
園長	常勤	1	非常勤		栄養士	常勤	1	非常勤	
副園長	常勤	1	非常勤		調理員	常勤	3	非常勤	
主幹保育教諭	常勤	1	非常勤		保育・学童補助	常勤	3	非常勤	
副主幹保育教諭	常勤	2	非常勤		事務員	常勤	1	非常勤	
保育教諭	常勤	16	非常勤	4	嘱託医	常勤		非常勤	2
看護師・准看護師	常勤	2	非常勤		学校薬剤師	常勤		非常勤	1

2 評価結果総評

◎特に評価の高い点

- ・長年「奉仕の精神」を信条に地域の子どもをはじめとする福祉の推進に当たってこられた園長は、自らの経営観や福祉観を随時様々な機会や手法で表明するとともに、具体的な役割と責任については役割分担表や園通信で明示しています。このような信条の下、副園長、主幹・副主幹等の管理者層の職員が基幹となり、地域住民の幸せの実現に向けて、地域子育て支援拠点事業、病後児保育事業、放課後児童クラブ（学童保育）事業等の各種事業を、先駆的・意欲的に実施してきています。更に、災害時の非常食を、地域住民枠として300食分を用意していることは非常に優れた取り組みです。これら一連の取り組み姿勢は、他の模範となるものと高く評価できます。
- ・感染症予防や発生時における子どもの安全確保については、保健衛生管理マニュアルに基づいた適切かつ確実な対応がなされています。組織内に看護師をリーダーとする保健衛生部門を設置し、体制の整備、研修の実施等にあたっています。また、看護師に加えて准看護師の配置、病後児保育事業の実施、各種衛生機器の活用など、子どもの保健的な対応や安全確保の実際が優れた水準にあります。
- ・就学を見通した年間・月間指導計画を作成し、それに基づいて具体的な取組を進めています。また、学研科学遊びを年6回実施し、通常の遊びから一步進んだ「学びの時間」を講じています。保護者へは、クラス懇談会等で就学に向けての丁寧な説明をしています。更に、幼保小の連絡会が小学校学区単位で行われています。なお、これら一連は「アプローチカリキュラム」に基づき先駆的に取り組んでいます。他の模範となるものといえます。
- ・築後20年になる園舎でありながら、当初から専用のランチルームを確保できていることは理想的な生活環境であり、特筆すべき点の1つに値します。全園児に最初は少なめに盛り付けることで、少食傾向にある子どもでもたくさん食べることができた満足感や完食の喜びを味わえるよう、また、量を多く欲する子にはおかわりできるようにしています。更に、給食会議・職員会議等で、子どもの喫食の様子について保育者と調理者が十分に話し合い、経験豊かな栄養士が中心となって美味しく安心して食べることのできる献立が作成されています。

◎改善を求められる点

- ・期待される人材像（目指したい保育者像）が組織体系図等に明示されていますが、明示から日が浅いため、職員の理解度や定着度には個人差があるようです。今後は必要な人材をどのように確保し育成していくかという具体策を明確化し、職員への周知・理解に努めることが望めます。また、園長や副園長等の管理者による定期的な面談や職員会議等での説明を頻回に実施すること等で、職員との意識共有化の取り組みに期待します。

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回初めて、福祉サービス第三者評価を受審し、当法人の提供している福祉サービスの質について、専門的かつ客観的な見地から評価していただきました。

高い評価を得た項目については当法人の特徴として更に発展させ、改善の必要な項目については、調査時にいただいたご助言をもとに、より質の高いサービスの提供に向けて、役職員で力を合わせて検討し、子ども・保護者・地域に愛される運営を心がけていきたいと考えております。

評価機関	名 称	あおもり保育みらいサポート
	所 在 地	五所川原市みどり町3丁目93-1
	事業所との契約日	平成29年10月14日
	評価実施期間	平成29年11月～平成30年2月
	事業所への 調査結果の報告	平成30年3月12日

第三評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>法人理念をあえて「全力を全力で応援する」と一見わかりにくい表現をすることで、利用者等の関心を向けさせつつ、職員が説明する好機とする意図的工夫を講じています。このことは、わかりやすい表現であるとは判断しがたいものの、逆転的発想という視点からは評価に値します。園理念や基本方針等は、法人理念を起点に整合性が確保され、職員の行動規範ともなり得る内容であり、周知理解への取り組みも意欲的になされています。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>園長は人権擁護委員、副園長は市の子ども・子育て会議委員、主幹が主任児童委員と、いずれも地域における公的な福祉や人権に関する役職を担っており、子ども・子育て支援や地域の福祉をめぐる動向については的確な把握がなされています。平川地区の出生数の推移や潜在的な保育ニーズ等の情報の入手先が限られた状況にありつつも、副園長を中心に、利用者（子ども・保護者）の地域別や利用時間帯等の傾向分析も取り入れるなど、経営環境の把握に努めています。</p>		
③	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p>経営環境の把握から得られた経営課題や組織性・設備整備、人材育成等の課題は、中・長期計画として整理され、理事会での審議を経て、職員に提示し周知を図っています。学童保育センターの改築や施設・設備整備資金の積立、新卒職員の確保等、具体的な解決や改善は、単年度の事業計画に反映させながら着実な取り組みがなされています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>法人役員等体制（ガバナンス）の強化、地域における公益的な取組に関する実施、人材の安定的確保、少子化進行への対応、福祉サービス第三者評価の受審、施設の修繕・改築等、収支計画の7項目について5か年の中長期事業計画を策定しています。ただし、各項目について個別具体的な取組や数値目標が明示されていないこと、策定したばかりで、計画に基づく事業が実施されているとはやや判断しがたい状況にあります。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>事業計画の冒頭には法人理念に続き中長期的な視点が明示されているが、その中で「中長期計画策定」とあり、計画策定の順序が逆であることから、単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されているとは判断しがたいものの、その後策定した中長期計画は事業計画に示した中長期的視点を包括し、事業計画を俯瞰するものという点で評価できます。また、単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定しており、実施事業の評価が可能な内容となっています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが、副園長を中心に限られた職員で進められていますが、職員の理解が十分とは言えない状況にありますので、今後は園長や主幹・副主幹、各部門リーダー職員等の参画を図っていくことも検討してはいかがでしょうか。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>事業計画は玄関に掲示され（吊り下げられ）周知を図るよう努めています。今後は、入園式等の保護者が集う機会に、より分かりやすくまとめた資料の配布や、それに基づく詳しい説明を今以上に行っていくことで、保護者の理解を更に高める取り組みに期待します。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>自己評価を年に1回実施してきていますが、園全体の自己評価は今回の第三者評価受審のための自己評価が初めてであり、PDCAサイクルに基づく質の向上に向けて園全体で取り組む「しくみ化」が始まった段階にあります。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>園の運営上の課題や問題点はその都度、職員会議等で共有され、適宜、計画的な改善がなされています。今後は職員による改善に向けての話し合いや改善実施計画に至る一連を文書に残すことで、取り組みの実際を更に明瞭にし、職員間で確実に共有できることを期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
市の元主任児童委員であり人権擁護委員も務め、長年「奉仕の精神」を信条に地域の子どもをはじめとする福祉の推進に当たってこられた園長は、自らの経営観や福祉観を随時様々な機会や手法で表明するとともに、具体的な役割と責任については役割分担表や園だよりで明示しています。また、有事の際の役割と責任についても、不在時の副園長等への権限移譲を含め明確化されています。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
市の人権擁護や子ども・子育て支援関係の委員を務める園長や副園長は、日頃から会議への出席や研修への参加により、児童福祉法や保育所保育指針等、遵守すべき法令等の理解に日々努め、職員には適宜、資料を配布する等しながら、職員会議等で情報提供や説明に努めています。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
今回の第三者評価受審を機に、これまでの個人中心の自己評価から園全体の自己評価へと自己評価の取組みを一気に充実させ、また、職場全体に9つの専門部門を構築し、全職員を配置する等、保育の質の向上が園全体で組織的・効率的に進むよう意欲的な指導力を発揮しています。これらから得られた課題や問題については、次年度を見通した改善や事業の見直しの機会に検討していく「しくみ化」も図っています。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
副園長が中心となり経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行い、ムリ・ムダ・ムラのない経営と運営を進めています。保育が充実したものとなるよう、保育補助者を複数配置する等、職員の就労状況の改善を図っています。また、総務担当部門を構築し、更なる職場風土の改善も期待されています。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
中長期事業計画では「Ⅲ 人材の安定的確保」として、キャリアパスの構築と資格取得・更新への支援が示されていますが、具体性が十分ではない状況にあります。また、期待される人材像（目指したい保育者像）も組織体系図等に明示はされているものの、今後は必要な人材をどのように確保し育成していくかという具体策を明確化し、職員への周知・理解に努めることが望まれます。		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
職員個人と副園長との定期的な面談が行われています。期待する職員像の明示から日が浅いため、職員の理解度や定着度には個人差があるようです。副園長だけでなく、園長や主幹等の管理者による定期的な面談や職員会議等での説明を頻回に実施すること等で、職員との意識共有化の取り組みに期待します。また、一定の基準に基づいた成績評価・人事考課、正職員化の基準の明示に基づく昇任・昇格・採用等、総合的な人事管理の実施を検討してみてもいいでしょうか。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
職員のライフワークバランスに配慮した勤務シフトの編成や、保育職員の労働過重軽減を図る意味での保育補助員の複数配置をしています。健康診断は希望により乳がんや子宮がん検診も園の負担で実施可能としています。副園長は全職員と定期的な面談を実施し、主幹保育教諭が、就業状況の改善に向けて管理者と保育者のよきパイプ役を担い、適宜改善を進めています。今後は総務部門の参画も期待されているところです。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
組織として示した期待する職員像と、職員個人が定めた目標像を年1回の職員面談ですり合わせをし、現状(問題や課題等)の共有や次年度への目標設定を行っています。ただし、目標の設定に当たっては、目標項目、目標水準、目標期限を明確にするとともに、半期等での中間面接を行うことが望まれます。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
中長期事業計画において、人材の安定的確保と連動して園として必要とする人材や、その確保策の一端が示されています。組織内に副主幹や専門リーダー制等のキャリアパスを構築して間がないものの、今後キャリアアップ研修の活用を進めることにより、実効性が期待される仕組みと評価できます。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
保育者の自己評価や職員面接等により職員一人ひとりの知識・技術等の現状を把握し、経験の浅い職員や途中から加わった職員へは主幹や各クラスの主幹が個別の指導を重ね、スキル習得と上達を図っています。研修への参加は、最大限に多くの職員が参加できるよう、また職員個人の必要性や関心等を考慮し、副園長や主幹が決定しています。実践を通じた園内研修も積極的に活用し、職場全体での研修意欲は非常に高い水準にあることが認められます。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
実習生対応マニュアルを整備し、専門職の研修・育成に関する基本姿勢の明文化や基本的なプログラムや受入手順を提示し、担当職員の心得等を明記しています。担当職員の研修としては、実習記録(実習ノート等)への担当職員が記入した指導・評価に対しては、主幹から指導助言やカンファレンス等を行い、実習生への指導力を高める工夫を講じています。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
ホームページや園のパンフレットの配布によって、事業や財務の状況を地域社会に広く情報を公開しています。今後は、ホームページや園だより等で保護者や地域住民からの様々な意見についての見解や対応等を公表するしくみを講じることに期待します。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
園長、副園長、主幹、事務員と事務や経理、取引等の役割文章が明確に定められており、職務分担表や組織体系図等への明記により職員への周知がなされています。公認会計事務所に定期的に会計処理上の誤りがないかチェックを受け、適宜経営改善に役立てています。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
事業計画等で地域交流等の必要性や具体的な取組を明示し、園長の町内会の会合への参加等で地域の情報収集や社会資源の活用の紹介等を進めています。保育参観日後の会食会等、年に数回ではありますが、地域住民が気軽に園内や園庭でのイベントに参加できる機会があります。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
保育ボランティア・職場体験のしおりにて、ボランティア受け入れの基本姿勢や地域の学校教育等への協力姿勢を明文化し、受け入れ手順等についても明記しています。(※小学校教頭による定期的なスポーツ指導の実施については、平川市全体の保育園等で広く実施されていることを踏まえ、評価の対象外と判断します。)		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
社会資源（関係機関）一覧表を作成し職員に配布してはいますが、連絡先一覧のような内容であることから、いつどのような場合に誰がどのように連絡や連携すべきかといった、具体的な内容を盛り込むことに期待します。管理者層の職員は、市の福祉・子育て等に関わる委員等を務めています。今後は自主的な関係機関との連絡会の組織化やネットワーク化を講じてみてはいかがでしょうか。また、要保護児童対策地域協議会への参画はないものの、主任児童委員を務める主幹や子ども・子育て会議委員を務める副園長が児童虐待等の実態を把握すること等が可能となっています。		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
<p>地域の子どもや子育て者の幸せの実現に向けて、地域子育て支援拠点事業、病後児保育事業、放課後児童クラブ（学童保育）事業等の各種事業を、平川地域では相当早期から先駆的・意欲的に実施してきています。また、園長による地域劇団「夢ぶたい」の公演、副園長による保育講演会や獅子踊り等の参加等々、地域の活性化にもつながる活動が多彩かつ活発に行われています。更に、災害時の非常食は地域住民枠も300食分を用意していることは、他園の模範となり得る優れた取り組みであり、高い評価に値します。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>市の子ども・子育て会議委員を務める副園長、主任児童委員を務める主幹、更には民生委員児童委員を務める保育職員等が日常的に地域の福祉ニーズを把握する機会が多いものとなっています。地域子育て支援センターや病後児保育の利用者からも福祉ニーズを把握できるようにはなっていますが、地域における公益的な事業・活動は、前項での非常食の地域枠の確保に留まっているようですので、これまでの先駆的な各種事業への取り組み姿勢をもとに、更に創意工夫ある取り組みに期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>理念や基本方針には子どもの最善の利益を考慮した保育の実施が明記され、全国保育士会倫理綱領や保育業務マニュアルの配布・説明を通じて、子どもを尊重した保育の基本姿勢を職員間で共有・共通理解するよう努めています。保育においては、当番制、グループ活動、異年齢交流保育の時間等を通じて、子ども同士が互いを思いやる心を育むよう、また、性差への固定感を植え付けないような配慮を進めています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a
<p>プライバシー保護対応マニュアルや保育業務マニュアルを作成し、職員間での共通理解を進めることで、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われています。また、保護者による児童虐待防止や早期発見に向けてもマニュアルの整備と周知を図り、更には保育職員による不適切な保育の防止へも全職場的に取り組んでいます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>カラー印刷でイラストを添えた明解・明瞭な園のパンフレットを市役所や健康センターに常置し、多くの人が気軽に手に取ることができるようにしています。ホームページの内容はとても充実しており、更新頻度も極めて高いものとなっています。利用や見学希望者には適宜適切な対応をしています。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>保育の開始や保育内容の健康等については、入園のしおりや重要事項説明書で丁寧に説明しています。また、これらの資料や書類は大変分かりやすい表記となっており、重要事項説明書は保護者の同意の証として印を徴することとし、利用契約書も取り交わしています。ただし、心身の障害や特殊な家庭養育事情にある等、特に配慮が必要な保護者への説明に当たっての配慮点や手順が定められていない状況にあります。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>退園のしおりを用意し保育の継続性に配慮しています。ただし、他施設への連絡調整を行う点では、「個人情報転園施設に提供する場合もあります」との記載があり、この点については保護者の同意を得ることを前提とするよう見直しが望まれます。また、全ての保護者に向けてのしおりとなっていますが、子ども一人ひとりについてのしおりとしていくことに期待します。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>運動会について感想を求めるアンケートや、家庭での食事や給食についての意見を問うアンケートを実施し、保護者の満足度を推し量る取り組みをしています。父母会役員会は年6回程度と活発に開催し、他に保育懇談会や個人面談の実施等を通じて保護者の意向を把握できるよう努めてもいます。これらから把握した結果は、家庭支援・地域連携部門で検討した後、職員会議で更に検討を深め、必要に応じて具体的な改善につなげています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>苦情解決の仕組みが確立され、体制を玄関先に掲示したり保護者に説明を行ったりして周知を図っています。意見を収集するためには、玄関先に意見箱を設置することとしています。目下、設置場所を見直し中とのことでした。苦情内容は、園長が責任者となり申出者と十分に話し合いを行っています。園の見解や対応は、保育参観等の挨拶等に交えて口頭で説明していますが、今後は園だよりやホームページ等での積極的な公表にも期待します。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>顔写真を掲載した職員紹介のおたよりに「園長をはじめ、保育教諭、看護師、栄養士などたくさんのエキスパートがいます…いつでもお気軽にまずは、主幹保育教諭または担任までお申し出ください。後日あらためてそれぞれの分野から回答させて…」と記載があります。保護者との相談は職員休憩室や子育て支援ルーム（プレイルーム）、ランチルーム等、随所に対応しています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>保育業務標準化マニュアル中の「保護者対応の配慮点」において、対応の心得や手順を明記しています。運動会と食に関するアンケートを実施しています。ただし、保護者面談は原則全員を対象とするのではなく、希望があれば対応するという、やや消極的な姿勢がうかがえますので、定期的に全保護者を対象に実施すること検討してみたいかがでしょうか。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
組織内に安全管理を専門とする部門を構築し、専門リーダー等を配置しています。事故発生時や不審者等の対応マニュアルを整備し、また、随時ヒヤリハット記録や事故記録を徴し、毎月の職員会議で危険箇所等の改善や事故防止策等の検討を行っています。更に、リスクマネジメント関連会社から講師を招いて園内研修会を開催しています。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
感染症予防や発生時における子どもの安全確保については、保健衛生管理マニュアルに基づいた対応がなされています。組織内に保健衛生部門を設置し、看護師がリーダーとなり、体制の整備、研修の実施等にあたっています。看護師に加えて准看護師の配置、病後児保育事業の実施、各種衛生機器の活用など、子どもの保健的な対応や安全確保の実際は、他の模範となる水準にあります。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
非常災害対策計画に基づき、災害別の対応体制や情報入手方法、職員・保護者への連絡手段、備蓄品のリスト、非常時の献立等を定め準備や訓練を進めています。特に非常食は地域産として300食を確保しています。園舎は鉄筋造りで耐震性に優れています。ただし、全園児を避難指定場所まで実際に徒歩や車両で避難する訓練がなされることにも期待します。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
保育業務標準化マニュアルや新任保育者マニュアルを適切に整備され、これらに基づいた保育が実践されています。同時に、子どもの尊重やプライバシー保護・権利擁護の姿勢も明示され、保育の実際の随所で確認できます。また、保育の質の向上に向けて、クラスや保育部門等による丁寧な協議が重ねられています。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
保育業務標準化マニュアルが職場内に整備・確立されてからまだ日が浅く、標準的な保育の実施方法の定期的な見直しには至っていないものの、随時、見直しが重ねられています。今後も定期的な見直しが行われることが期待されます。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
質の高い保育の実現に向け、主幹を指導計画の作成にあたっての指導責任者とし、その下に保育部門統括リーダー等を設置しています。そのような組織にあつてアセスメントは、入園時の「子どもの状況聞き取り調書」、入園・進級時の「児童家庭調書」により、きめ細やかに行っています。保育者の他に必要に応じて看護師や栄養士が加わってなされたアセスメントで得られた状況や課題は、個別の指導計画に確実に反映させています。		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
指導計画策定マニュアルを整備し、作成手順、評価・見直し時期等を定めています。ただし、指導計画を緊急に見直す手順が明記されていません。また、評価や見直しをしたことが会議記録等から確認できない状況にありますので、評価や見直しを行ったことが、記録等で確実に可視化している仕組みを講じることが望まれます。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
指導計画策定マニュアルの他、保育業務標準化マニュアルの中に「連絡帳の書き方の基本」を明記する等で、指導計画をはじめ子どもの保育に関する記録が統一された様式で、かつ、記録者で書き方に差異が生じないような工夫を講じています。クラス会議、3歳以上児・3歳未満児会議、職員会議と、子どもに関する話し合いが、組織的・定期的・重層的になされています。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
個人情報保護規程や文書管理マニュアルを定め、副園長を責任者として、子どもに関する記録の管理が適切に行われています。個人情報保護については、職員に定期的な説明を行い、職員は総じて理解できています。保護者には個人情報の取り扱いを説明し、個人情報・肖像権使用の同意書を徴しています。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a
全体的な計画（保育課程）は、毎年度末に保育専門部門による話し合いならびに職員会議で一年を振り返り、保育の現状に応じて評価を行いながら見直しています。なお、保護者の意向や地域の実態の計画への反映にあたっては、父母会役員会での意見収集をはじめ、職員の中にも地域の方が多いこともあって日常的に見聞や収集できている情報等も積極的に活用させています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
各保育室には温湿度計が子どもの背の高さに安全に配慮しながら設置され、定時の確認と記録がなされています。3歳以上児は専用のランチルームがあり食事と睡眠が別の空間で可能となっています。また、各ドアには手を挟めないようカバーを施すなど、園舎内の随所に安全配慮がなされています。今後は、子どもがほっとしたい時にいつでも自由にくつろげるようなスペース等、家庭的な雰囲気づくりの確保が望まれます。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
一人ひとりの子どもを受容するための子どもへの望ましい対応方法がマニュアルに記載されており、新たに加わった職員をはじめ職員全体に向けて職員会議で丁寧な説明がされています。一人ひとりの子どもの発達特性に関して、職員で共通理解を深めるため、クラス会議の他、3歳以上児会議・3歳未満児会議・ケース会議・職員会議等を重層的に行っています。		

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
<p>子どもが自分でできることは自分でやろうとする気持ちが持てるよう、一人ひとりの個人差に合わせた援助や声かけをしており、その姿勢や配慮が月案にも記されています。また、保護者との連携を取りながら、基本的な生活習慣を身に付けられるよう援助を行っています。毎朝、園庭等で自由遊びを取り入れる等、子どもの主体性を大切に、自分でできた達成感を味わえるようにしています。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<p>運動会では恒例のミュージカルの表現活動を披露しています。また、異年齢児での競技もさまざまに取り入れています。広い園庭の中でも子どもが好きな遊びを自ら決定することができるよう、また、保育者が適切に援助できるよう、相当の人員の配置がなされています。園庭遊びをはじめ多くの活動が合同遊びを多く取り入れていることや、3歳以上児はランチルームで自由席による食事を基本としていることから、異年齢児とのごく自然な交流が可能になっています。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>0歳児は個別指導計画を作成しそれに基づき、朝夕ともに落ち着いて過ごせるよう0歳児のみの空間での保育が実施されています。また、月齢差に合わせて安全な仕切り柵を設けるなど、ゆったりとした空間や元気に歩き回れる空間に配慮されています。保育者は経験豊富な者が多く、発達の個人差に適切に配慮した保育が実践されていることがうかがえます。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>0歳児と同様1・2歳児にも個別指導計画があり、発達や年月齢を考慮して養護と教育が一体的に展開されるよう配慮しています。また、連絡帳や送迎時のやりとりで家庭との連携を密にし、基本的な生活習慣が身に付くよう配慮されています。3歳未満児は、看護師も保育にあたるなど、適切な判断に基づく保健的な対応も図られています。子どもの興味や関心を大切にした自発的な遊びを積極的に取り入れ、園内外には探索活動が十分に行われる工夫と魅力ある環境を整えています。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>一人ひとりの子どもの育ちに合わせた環境の中で、子どもと保育者が共に育ちあう個と集団を意識した遊びと生活が展開されています。5歳児には現役の小学校教頭先生による週1回の体育教室の実施、3歳児は人数が多いことを踏まえての2クラス編成等、遊びや活動の空間的確保がなされています。様々な行事や体験に取り組んでいる子どもたちの様子は、ホームページでの頻回の更新を通じて、保護者・地域・小学校等にも広く伝わっています。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>必要に応じて教育委員会の巡回指導を受けたり、教育相談員とのやり取りをしたりしています。障害を持つ子どもには保育者一人が専任で付き添いながら他児と同じクラスで過ごしており、個別指導計画も作成して保育が進められています。また、発達が気になる子については、クラスや職員会議等で十分に話し合い、各会議録にまとめ全職員で支えるための共通理解を図っています。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>夕方以降は、3歳以上児はランチルームで、3歳未満児は5歳児保育室で過ごしています。夕方30分間のDVD視聴は、子どもの心に響く昔話のアニメ作品を中心にしています。保育は20時まで対応することとしており、18時15分からの軽食はアレルギー児にも配慮しつつ、おにぎりやパンが提供されています。</p>		

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>就学を見通した年間・月間指導計画を作成し、それに基づいて具体的な取組を進めています。また、学研科学遊びを年6回実施し、通常の遊びから一歩進んだ「学びの時間」を講じています。保護者へは、クラス懇談会で就学に向けての説明をしています。更に、幼保小の連絡会が小学校学区単位で行われ、今年度は4校と情報交換しています。なお、これら一連は「アプローチカリキュラム」に基づき取り組んでいますが、とても先駆的な取組みであり他の模範となるものといえます。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p>アレルギー、予防接種、既往症等、健康に関わる情報に変更があった場合は、家庭調書に二重線を引いて訂正し、訂正した日付と印を押しています。また、感染症にかかった子が発生した際は、玄関の感染症ボードに記載され、保健だよりも配布しています。職員へはマニュアルで、保護者へはおたよりで、SIDS予防の取組みを伝えています。睡眠時チェックシートでは、午前寝も含め、呼吸の確認の記録がされてはいますが、今後は、顔色、体温、寝相等の細かな事項についての確認と記録を行うことや、ガーゼテストの実施など、SIDSや窒息予防のための複数の手立てが行われていくことが望まれます。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
<p>保護者へは健診の結果を連絡帳や口頭で伝えています。健診の結果を踏まえ、看護師が中心となり、職員間での話し合いのもと保健計画を作成し、年間と通じた全園的な保健活動が行われています。また、昼食後の歯磨きが行われています。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>アレルギー疾患対応マニュアルの中に〈給食における準備や注意点〉の記載があり、看護師・調理員が主担当となり適切に対応しています。アレルギーへの対応が正確になされるよう、医師の診断や検査に基づく「生活管理指導表」を徴しています。また、アレルギー児への食事提供にミスがないよう、名前を付したクリップを使用するとともに、ランチルームに注意事項を貼り出して対応を徹底しています。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>140人超の施設でありながら、かつ築後20年になる園舎でありながら、当初から食事専用のランチルームを確保していることは理想的な生活環境であり、特筆に値します。全園児に最初は少なめに盛り付けることで、少食傾向にある子どもでもたくさん食べることができた満足感や完食の喜びを味わえるよう、量を多く欲する子にはおかわりできるようにしています。また、月1回のバイキング給食を通して、自分の食べられる量を自分で考えながら加減できるようにしています。更に、畑での野菜の栽培や収穫を通して食への関心が高められるようにしている他、給食からのおたよりを通して情報提供に努めるとともに、家庭に向けて嗜好調査アンケートも実施しています。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>給食会議・職員会議等で、子どもの喫食の様子について保育者と調理者が十分に話し合い、経験豊かな栄養士が中心となって美味しく安心して食べることのできる献立が作成されています。また、行事食や地域の食文化等にも関心が持てるような食事内容に意欲的な配慮がなされています。更に、食器の形や材質は強化磁器製のものを取り入れています。調査当日は、30年ほど前から人気メニューであった「三色あげ(チーズ入りかき揚げ)」が子どもたちから好評を得ていました。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>活発で丁寧な連絡帳でのやりとりの他、日常的に保育者から保護者へのこまめな声かけをして、情報交換が密に行われています。園の方針や内容、日々の保育の意図などについては、クラス懇談会を年1回（毎年5月）設け、入園・進級して1ヶ月後の様子等について情報交換や子どもの成長を共有できるようにしている他、保育参観日（親子ふれ合いデー的な行事）やフリー参観等でも子どもの成長を共有できる機会を設けています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p>あえて土曜日は送迎バスの運行を行わないことで、送迎バス利用の保護者も週1回は園児の送迎のために園に足を運んでもらい、情報交換できるよう工夫しています。面談は希望制としており、保護者に日時の希望をとって行っています。相談の内容によっては、保育者だけでなく、看護師・栄養士等が対応するように配慮し、面談の記録もなされています。</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>虐待防止マニュアルがあり、虐待が疑われる子どもの状態や行動、しぐさ等を見逃さないよう、また、保護者への適切な対応や支援が行われるよう、マニュアルをもとに園内研修を行っています。虐待や障害が疑われる子どもの養育や療育、相談等に関わる関係機関がマニュアルにリスト化されています。更に、園長をはじめ職員には地域の人権擁護や福祉、子育て等に係る公的な役職に就いている者も多いことから、不適切な養育や環境への注意・注視のセンスが非常に高いことがうかがえるとともに、保護者に対してはそれらを意識させることのない「さりげなくも上質な支援」がなされています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>月案・週案・日案を通して保育実践を振り返りながら評価を記録し、次の計画と実践へとつなげています。保育士等の自己評価は、平成28年度までは年1回「自己評価チェックシート」で行われており、平成29年度からは「第三者評価基準ガイドライン」を活用する形としていますが、いずれも保育者の主体的な取組となっています。</p>		